

# 身体障害者等タクシー利用券

市では、重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、行事や通院に利用するタクシー料金の助成や、人工透析治療のための通院に使用する自動車の燃料費助成を行っています。

利用には申し込みが必要です。必要なものを持参して申請してください。

※タクシー利用券と自動車燃料費助成券を重複しての申請はできません。

## 申請場所

福祉課⑯・⑳番窓口

地域局市民福祉課③番窓口

## 問合せ 福祉課

☎89・2152

地域局市民福祉課

☎73・5500



	重度障がい者（児）	重度障がい人工透析治療中の方	
	タクシー利用券	タクシー利用券	自動車燃料費助成券
対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	身体障害者手帳1級で、腎臓機能障害による人工透析治療のため、週2回以上、医療機関に自家用車などで通院している方	
助成内容	初乗り運賃無料 ※月2枚交付（最大24枚）	初乗り運賃無料 ※月2枚交付（最大24枚） ※市民税非課税世帯の方は月4枚（最大48枚）	燃料費助成500円分 ※月2枚交付（最大24枚） ※市民税非課税世帯の方は月4枚（最大48枚）
必要なもの	障害者手帳	身体障害者手帳、次の医療証のうちお持ちのものすべて ・自立支援医療受給者証 ・特定疾病療養受療証	身体障害者手帳、運転免許証、車検証、次の医療証のうちお持ちのものすべて ・自立支援医療受給者証 ・特定疾病療養受療証

# 元気・交流200円バス

市では、65歳以上の方が市内の路線バスを利用する場合、乗車証を提示することで1回の乗車運賃の上限を200円とする事業を行っています。

利用には申し込みが必要です。必要なものを持参して申請してください。

※一度交付を受けた方は更新の必要はありません。

**対象** 市内に住所を有する65歳以上の方

**対象路線** 秋北バスが運行する一般路線バスで、市内のバス停とバス停の区間

※巡回バス「はまなす」・「しのめり」および高速バスは除きます。

## 申請場所

長寿いきがい課⑯～⑱番窓口

地域局市民福祉課④番窓口

各地域センター

富根出張所

## 持ち物

介護保険被保険者証  
※介護保険被保険者証は、65歳になる月の初めにご自宅に郵送しています。

## ●乗車証をすでにお持ちで

要介護認定・要介護区分変更を手続き中の方には、被保険者証更新中の証明書を交付します。乗車証の貼られた透明なカバーのみでは200円でバスを利用できません。

## 問合せ 長寿いきがい課

☎89・2156

地域局市民福祉課

☎73・5500

